

議案第14号

豊岡市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令制定について

豊岡市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年6月25日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

(理由)

学校部活動の地域展開の推進にあわせ、教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する手続きを定める必要があるため。

豊岡市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

豊岡市立学校職員の服務に関する規程（平成20年豊岡市教育委員会訓令第15号）の一部を次の表のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線を付した部分のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>（地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業許可に関する手続き等）</u> <u>第14条の2 職員が地域クラブ活動（「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づく地域クラブ活動をいう。）に従事しようとする場合の兼職兼業の許可に関する手続き等については、教育委員会が別に定める。この場合において、前条の規定は適用しない。</u></p>
<p>（赴任等） 第15条 職員は、採用されたときはすみやかに、転任を命じられたときは辞令又は発令通知を受けた日から3日以内に着任しなければならない。ただし、事務引継ぎその他の理由により校長の承認を得た場合は、7日以内に着任することができる。 2～3 [略]</p>	<p>（赴任等） 第15条 職員は、採用されたときはすみやかに、転任を命じられたときは辞令又は発令通知を受けた日から3日以内に着任しなければならない。ただし、事務引継ぎその他の理由により校長 <u>（校長にあっては、教育長）</u>の承認を得た場合は、7日以内に着任することができる。 2～3 [略]</p>
<p>（読替え） 第22条 第7条、第8条、第11条、第13条、<u>第15条第1項</u>及び第18条</p>	<p>（読替え） 第22条 第7条、第8条、第11条、第13条及び第18条第1項中「校長</p>

第1項中「校長に」とあるのは、校長にあつては「教育長に」と読み替えるものとする。	に」とあるのは、校長にあつては「教育長に」と読み替えるものとする。
--	-----------------------------------

附 則

この訓令は、令和8年7月1日から施行する。

豊岡市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令（概要）

1 制定の理由（必要性）

学校部活動の地域展開の推進にあわせ、教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する手続きを定める必要があるため。

2 改正の内容

- (1) 地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業許可に関する手続きを定めること。
（第14条の2 関係）
- (2) その他所要の規定の整理を行うこと。

3 附則

この訓令は、令和8年7月1日から施行すること。

議案第15号

豊岡市立学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について

豊岡市立学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱を次のように定める。

令和8年6月25日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

(理由)

学校部活動の地域展開の推進にあわせ、教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する手続きを定める必要があるため。

豊岡市立学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱

令和 8 年 月 日豊岡市教育委員会告示第 号

(趣旨)

第1条 本要綱は、部活動の地域展開に伴い、豊岡市立学校に勤務する県費負担教職員（以下「職員」という。）がそれぞれの希望に応じて地域クラブ活動（「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づく地域クラブ活動をいう。以下同じ。）に円滑に従事することができるよう、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の規定により、豊岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が兼職兼業の許可を行うに当たって必要な事項を定めるものとする。

(兼職兼業の申請)

第2条 兼職兼業により地域クラブ活動における指導等の業務に従事することを希望する職員（以下「申請者」という。）は、申請書（様式1）及び申請書に記載のある添付書類（以下「添付書類」という。）を、勤務する学校の学校長（以下「学校長」という。）を通じて教育委員会に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の規定により申請書及び添付書類の提出があった場合には、その内容を確認し、次条第1項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当すると認めるときは、当該申請書及び添付書類に副申書（様式2）を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(兼職兼業の許可)

第3条 教育委員会は、前条の規定による申請及び副申があった場合には、その内容を精査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請に応じた兼職兼業の許可を行う。

- (1) 申請が、申請者の意思に反して行われていること
- (2) 兼職兼業により、申請者が勤務する学校での職務遂行に支障を来すおそれがあること
- (3) 申請者の時間外労働時間（学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）と地域クラブ活動における労働時間を通算した時間から、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定される法定労働時間（原則として1日について8時間、1週について40時間）を差し引いた時間をいう。）

が、単月当たり100時間以上となり、又は複数月平均80時間を超えることが見込まれること

- (4) 兼職兼業により、申請者の心身の健康の確保に支障を来すおそれがあること
- (5) 申請者が従事しようとする地域クラブ活動における業務内容が、学校又は職員への信用失墜につながるおそれがあること
- (6) その他教育委員会教育長が兼職兼業を許可することが適当でないと認める事情があること

2 前項各号の判断に当たっては、地域クラブ活動における業務に従事する時間は、原則として週当たり11時間程度を目安とするものとし、これをもって第1項第3号の判断を妨げるものではない。

3 教育委員会は、前項の規定により許可を行ったときは、許可通知書（様式3）により学校長を通じて申請者に許可の通知を行う。

（申請内容の変更等）

第4条 申請者は、兼職兼業の許可を受けた後、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに学校長を通じて教育委員会に届け出なければならない。

2 申請者は、兼職兼業の許可を受けた後、異動により勤務校が変更された場合には、改めて第2条第1項に基づく申請を行わなければならない。

（許可の取消し）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、兼職兼業の許可を取り消す。

- (1) 申請に虚偽の内容が含まれていた場合
- (2) 第3条第1項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当しないことが明らかとなった場合
- (3) 許可を受けた職員から兼職兼業の許可の取消しの申出があった場合
- (4) その他教育委員会教育長が特に必要と認める場合

（服務）

第6条 兼職兼業の許可を受け、地域クラブ活動における業務に従事する職員（以下「兼職兼業職員」という。）は、次の各号の規定を遵守しなければならない。

- (1) 職員としての勤務時間中に地域クラブ活動における業務に従事しないこと（教育公務員特例法第17条の規定による許可を受けた場合又は地方公務員法第35条に基づく職務専念義務の免除の承認を受けた場合を除く。）

(2) 職員としての業務と地域クラブ活動における業務が重なった場合には、職員としての業務を優先すること

(3) 学校又は職員への信用失墜につながるおそれのある行為を行わないこと

(勤務時間の報告)

第7条 兼職兼業職員は、地域クラブ活動における業務に従事した日の属する月の翌月3日までに、地域クラブ活動従事時間報告書(様式4)を学校長に提出しなければならない。学校長は、当該報告書の写しを、提出された月の5日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、兼職兼業職員が心身の健康の確保に支障を来すことがないように、兼職兼業職員の学校における勤務時間(教師の場合は在校等時間)と地域クラブ活動における労働時間の合計を把握し、適切に当該兼職兼業職員の健康管理を図らなければならない。

(兼職兼業職員と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との契約)

第8条 兼職兼業職員と地域クラブの運営団体・実施主体との間における雇用、委任等に関する契約は、当事者の責任において、直接行うものとする。

(報酬等)

第9条 兼職兼業職員は、地域クラブ活動における業務に従事した際の報酬等を、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体から受け取ることができる。ただし、社会通念上適当とはいえない高額な報酬等を受け取ることとはできない。

2 兼職兼業職員は、地域クラブ活動における業務への従事により得た報酬等に関し、確定申告等を含め、その管理を適切に行わなければならない。

(兼職兼業の申請が不要な場合)

第10条 職員が、休日等の勤務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で地域クラブ活動の業務に従事する場合は、第2条第1項の規定に基づく兼職兼業の申請は要しない。

(実態調査)

第11条 教育委員会は、必要に応じ、兼職兼業職員の地域クラブ活動における業務の状況等について調査を行うことができる。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和8年7月1日から施行する。

様式1（第2条第1項関係）

年 月 日

豊岡市教育委員会 宛て
（学校長経由）

学校名
職・名前

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書

私は、下記のとおり兼職兼業したいので、「豊岡市立学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び地域クラブ活動の名称
運営団体・実施主体：
地域クラブ活動：
- 2 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の内容
- 3 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の従事時間・従事内容
従事時間 時間／月当たり
従事期間 年 月 日～ 年 月 日
従事内容
- 4 報酬の見込み額
1時間・月・年 当たり 円
- 5 添付書類
 地域クラブ活動の運営団体・実施主体からの依頼状や雇用契約書（案）の写し
 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の規約など組織運営に関する書類
 地域クラブ活動の活動内容等が分かる書類
 その他（ ）

様式2（第2条第2項関係）

年 月 日

豊岡市教育委員会 宛て

学校名
学校長名

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可副申書

別紙のとおり、下記の者から「地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書」及び添付書類の提出があり、「豊岡市立学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第3条第1項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当すると考えますので、同要綱第2条第2項の規定により副申します。

記

兼職兼業を希望する教職員の名前

<備考>

（※必要に応じて記載）

様式3（第3条第2項関係）

年 月 日

学校名

学校長

様

申請者

様

豊岡市教育委員会

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可通知書

年 月 日付けで申請のあった地域クラブ活動に係る兼職兼業については、申請のとおり許可することとしましたので、「豊岡市立学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第3条第2項の規定により通知します。

<備考>

（※必要に応じて記載）

様式4（第7条第1項関係）

年 月 日

学校長 宛て

地域クラブ名 _____

職・名前 _____

地域クラブ活動従事時間報告書（年 月分）

年 月 日付けで許可のあった兼職兼業については、年 月に下記のとおり活動しましたので、「豊岡市立学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第7条第1項の規定により報告します。

記

地域クラブ活動における従事時間

活動月	従事時間
年 月	時間

※兼職兼業の許可を得ている教職員が確認サイン

学校名 _____

職・名前 _____

様式5（第5条第1項～第4項関係）

年 月 日

学校長 宛て

豊岡市教育委員会
教育長

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可取消通知書

年 月 日付けで貴校所属教職員に対して許可していた地域クラブ活動に係る兼職兼業について、下記のとおり許可を取り消しましたので通知します。

つきましては、当該職員に対し、本通知の内容についてご指導いただくとともに、今後同様の事案が生じないよう適切な服務管理をお願いします。

記

- 1 対象教職員 : (職名) (名前)
- 2 兼職兼業内容 : 地域クラブ活動指導
- 3 許可取消年月日 : 年 月 日
- 4 取消理由 :

報告第10号

豊岡市図書館未来プラン検討会議委員の委嘱について

豊岡市図書館未来プラン検討会議設置要綱に基づき、委員を委嘱したので報告する。

令和8年6月25日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

（理由）

豊岡市図書館未来プランの改訂に関し意見を聴くため。

2026 豊岡市図書館未来プラン検討会議 委員

氏名	役職等	分類	備考
嶋田 学	京都橋大学文学部歴史遺産学科 教授	学識経験者	座長
永井 英司	図書館協議会委員、図書館利用者	図書館協議会	副座長
伊藤 京子	竹野おはなしのへや	図書ボランティア	
衛藤 朋絵	港小学校教諭	学校現場 (学校図書室)	
田中 里佳	地域おこし協力隊 一般社団法人ちいきのて	まちづくり 若手転入者	
岸田 尚子	NPO 法人にほんご豊岡あいうえお	多文化共生 国際交流	
田口 幹也	豊岡市観光政策課参与 豊岡演劇祭アドバイザー	芸術、文化、観光	
田中 亜衣子	豊岡劇場支配人	まちづくり	
宇野 暢哲	フリースクール「TOIRO」代表理事	教育、福祉	

任期:2026年5月21日から設置要綱第2条に規定する協議事項が終了する日まで

報告第11号

豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱
制定について

豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱を定
めたので報告する。

令和8年6月25日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

(理由)

国の補助金交付要綱の改正等に伴い、所要の規定の整理を行うため。

豊岡市告示第224号

豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月10日

豊岡市長 門 間 雄 司

豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱（令和3年豊岡市告示第315号）の一部を次の表のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線を付した部分のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係） その1～9 略 その10		別表第1（第2条関係） その1～9 略 その10	
1 補助金の名称	豊岡市保育の質の向上のための研修事業補助金	1 補助金の名称	豊岡市保育の質の向上のための研修事業補助金
2 交付の目的～	[略]	2 交付の目的～	[略]
4 対象者		4 対象者	
5 補助率又は補助金等の額	予算の範囲内で、認可保育所等が支出した本事業に要する対象経費の10/10以内を補助する。	5 補助率又は補助金等の額	予算の範囲内で、認可保育所等が支出した本事業に要する対象経費の10/10以内を補助する。 <u>ただ</u>

			し、対象経費は受講者1人当たり12,000円を上限とする。
6 交付申請に添付する書類～14 その他	[略]	6 交付申請に添付する書類～14 その他	[略]
その11 略		その11 略	
その12		その12	
1 補助金の名称	豊岡市実費徴収に係る補足給付事業補助金	1 補助金の名称	豊岡市実費徴収に係る補足給付事業補助金
2 交付の目的～	[略]	2 交付の目的～	[略]
4 対象者		4 対象者	
5 補助率又は補助金等の額	予算の範囲内で、実費徴収額の全額とし、1人当たり月額2,700円を上限とする。	5 補助率又は補助金等の額	予算の範囲内で、実費徴収額の全額とし、1人当たり月額2,800円を上限とする。
6 交付申請に添付する書類～14 その他	[略]	6 交付申請に添付する書類～14 その他	[略]
その13 略		その13 略	
その14		その14	
1 補助金の名称	豊岡市保育対策総合支援事業補助金	1 補助金の名称	豊岡市保育対策総合支援事業補助金
2 交付の目的～	[略]	2 交付の目的～	[略]
4 対象者		4 対象者	
5 補助率又は補助金等の額	予算の範囲内で、次に掲げる基準により算定された額を補助する。	5 補助率又は補助金等の額	予算の範囲内で、次に掲げる基準により算定された額を補助する。

	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 保育体制強化事業</p> <p>ア 保育支援者の配置</p> <p>1 事業所当たり予算の範囲内で対象経費の10/10以内。ただし、対象経費の月額の上限は、<u>100,000円</u>とする。</p> <p>イ 児童の園外活動の見守り等</p> <p>1 事業所当たり予算の範囲内で対象経費の10/10以内。ただし、対象経費の月額の上限は、<u>45,000円</u>とする。</p> <p>ウ スポット支援員の配置</p> <p>1 事業所当たり予算の範囲内で対象経費の10/10以内。ただし、対象経費の月額の上限は、<u>45,000円</u>とする。</p>		<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 保育体制強化事業</p> <p>ア 保育支援者の配置</p> <p>1 事業所当たり予算の範囲内で対象経費の10/10以内。ただし、対象経費の月額の上限は、<u>117,000円</u>とする。</p> <p>イ 児童の園外活動の見守り等</p> <p>1 事業所当たり予算の範囲内で対象経費の10/10以内。ただし、対象経費の月額の上限は、<u>47,000円</u>とする。</p> <p>ウ スポット支援員の配置</p> <p>1 事業所当たり予算の範囲内で対象経費の10/10以内。ただし、対象経費の月額の上限は、<u>47,000円</u>とする。</p>
6 交付申請に添付する書類～14 その他	[略]	6 交付申請に添付する書類～14 その他	[略]
その15～20 略		その15～20 略	
その21		その21	
1 補助金の名称	豊岡市認可保育所等運営支援事業補助金	1 補助金の名称	豊岡市認可保育所等運営支援事業補助金
2 交付の目的	[略]	2 交付の目的	[略]
3 内容及び対象	(1)～(5) [略]	3 内容及び対象	(1)～(5) [略]

<p>経費</p>	<p>(6) <u>認可保育所等給食支援事業</u></p> <p><u>ア 内容</u></p> <p><u>各私立園が設定している給食費（副食費）の金額が、公定価格内における副食費徴収免除加算額を下回っている場合、その差額を補助する。</u></p> <p><u>イ 対象経費</u></p> <p><u>給食費（副食費）と副食費徴収免除加算との差額</u></p>	<p>経費</p>	
<p>4 対象者</p>	<p>[略]</p>	<p>4 対象者</p>	<p>[略]</p>
<p>5 補助率又は補助金等の額</p>	<p>予算の範囲内で、次に掲げる基準により算定された額を補助する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 福利厚生費等支援事業</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 副食費交付額</p> <p>1 箇月につき<u>4,800円</u>×対象とする子ども（保育認定児）の同一の世帯に属する者が要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条に規定する者</p>	<p>5 補助率又は補助金等の額</p>	<p>予算の範囲内で、次に掲げる基準により算定された額を補助する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 福利厚生費等支援事業</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 副食費交付額</p> <p>1 箇月につき<u>4,900円</u>×対象とする子ども（保育認定児）の同一の世帯に属する者が要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条に規定する者</p>

	<p>をいう。)に該当し、かつ、特定被監護者等 (子ども・子育て支援法施行令(平成26年 政令第213号)第14条に規定する特定被監護 者等をいう。)が同一世帯に2人以上いる世 帯であって、各月初日の世帯の対象年度分 の市民税の所得割の額の合計が97,000円未 満である世帯に属する出生順に3人目以降 の児童数(副食費徴収免除加算の対象者を 除く。)×該当月数</p> <p>エ～オ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 認可保育所等給食支援事業</u></p> <p><u>(2025年度副食費徴収免除加算額(保育認定児 適用額)－2025年度給食費(副食費)(保育認定 児適用額))×2歳児クラスの教育認定児及び3 歳児クラスから5歳児クラスまでの児童(副食 費徴収免除加算対象児童を除く)の各月初日の 合計数</u></p>		<p>をいう。)に該当し、かつ、特定被監護者等 (子ども・子育て支援法施行令(平成26年 政令第213号)第14条に規定する特定被監護 者等をいう。)が同一世帯に2人以上いる世 帯であって、各月初日の世帯の対象年度分 の市民税の所得割の額の合計が97,000円未 満である世帯に属する出生順に3人目以降 の児童数(副食費徴収免除加算の対象者を 除く。)×該当月数</p> <p>エ～オ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p>
<p>6 交付申請に添 付する書類～14 その他</p>	<p>[略]</p>	<p>6 交付申請に添 付する書類～14 その他</p>	<p>[略]</p>
<p>その22 [略]</p>		<p>その22 [略]</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は告示の日から施行する。

報告第12号

2025年度豊岡市社会教育推進委員会について

2025年度豊岡市社会教育推進委員会について、別紙のとおり報告する。

令和8年6月25日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

2025年度豊岡市社会教育推進委員会の概要

2024年6月に策定された「豊岡市社会教育基本計画」（2024～2028年度）の基本理念である「学びと活動による『自分づくり・生きがいくくり・つながりづくり・まちづくり』」の推進のため、豊岡市社会教育推進委員会を設置し、2回の委員会を開催した。

- 1 開催日程 第1回 日時 2025年5月26日（月）10時～12時
場所 豊岡稽古堂
第2回 日時 2026年2月6日（金）10時～12時
場所 市役所本庁舎庁議室

- 2 構成委員 委員長 清國 祐二 大分大学大学院教育学研究科教授
副委員長 太田 博章 元社会教育委員長
委員 赤松 明生 豊岡市立出石中学校長
山下 恭子 出石音楽研究会
細川 仙一 豊岡市スポーツ協会会長
小松 和巳 豊岡市青少年健全育成地区会議連絡会会長
佐藤 春華 元（一社）ケアと暮らしの編集社
由留佐泰子 コミュニティきのさき副会長
貝口 志保 但東子育てセンター所長
加芝真理子 公募による市民

- 3 社会教育関連所管課 地域づくり課、多様性推進・ジェンダーギャップ対策課、文化・スポーツ振興課、社会福祉課、学校教育課、教育総務課図書館、教育総務課

- 4 協議内容
(1) 社会教育基本計画にかかる取組内容について
第1回委員会では、2025年度実施予定の社会教育関連の取組について内容説明を行った。取組に関する質疑のほかに、委員からは、それぞれの立場から日頃感じていること、考えていることなどを発言いただいた。
また、実施予定の取組について、インプットの取組は多いが、アウトプットの取組が少ないとの指摘があった。
12月には、2025年度に実施した取組について、関連所管課が自己評価を行い、第2回委員会で委員から意見を徴取した。自己評価は、「評価・検証実施要領」に基づき、「社会教育基本計画 評価シート」を用いて行うこととしている。

地域コミュニティと子育てセンターとの協働の提案や生涯学習サロンで実施されている講座参加者の二極化（高齢者と子ども）を解消できるような講座開催の提案、スポーツ協会と障害者スポーツとの連携を希望する意見などがあった。

(2) 社会教育関係団体に対する補助金について

【対象補助金】

豊岡市PTA連合会補助金
豊岡市青少年健全育成地区会議連絡会補助金
豊岡市子ども会連絡協議会補助金
豊岡市文化芸術活動振興補助金
豊岡市スポーツ関係団体補助金
豊岡市スポーツ少年団体活動奨励金
豊岡市人権教育啓発推進活動補助金

第1回委員会において、青少年教育団体、文化芸術団体、スポーツ団体に対する補助金について、補助の目的や事業内容等を明らかにし、目的に適していることと、団体による社会教育活動の支援にあたり、社会教育法第12条に基づき、団体を支配したり事業の内容に干渉したりするものではないことを確認していただいた。

※社会教育法第13条

地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員（社会教育委員が置かれていない場合には、その他の合議制の機関）に意見を聴いて行わなければならない

※スポーツ基本法第35条

地方公共団体が社会教育関係団体（社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない

※社会教育法第12条

地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない

社会教育推進委員会の1年を振り返って（委員長所感）

1. 社会教育基本計画の位置づけについて

社会教育基本計画策定については、社会教育の範疇に入る関連計画の内容及び関連計画の策定主体との関係性について丁寧に整理しながら行ったところであるが、今回初めて、各計画から関連事業の進捗状況について自己評価をもらい、本委員会でその妥当性について検討したところである。初年度の取組ということもあり、委員の中には戸惑いを感じた方もいたが、それぞれに率直な意見を出し合えたところもあり、今後に期待したいところである。

2. 社会教育基本計画の全体像について

社会教育基本計画の中核をなすコンセプトは「学びや活動による『自分づくり・生きがいがづくり・つながりづくり・まちづくり』の推進」とした。社会教育とは、まさに「自分づくりのための環境を整える」ことを支援することである。地域住民は日々の生活の中で、様々な学びや活動を通して自分づくりを行い、生き生きと暮らしている。そのこと自体が大きな生きがいとなっているのである。一方で、個人の生活は個人の中だけで完結しているわけではなく、社会の中でつながり合い、持ちつ持たれつ、力を合わせながら成立している。私たちにとって、他者とながらすることはとても意義深いことである。そうしたつながりの結果として、いいまちづくりができるのである。

生涯学習の推進や図書館未来プラン、スポーツ推進計画、文化芸術振興計画等はどちらかという、(集団を含みはするが)個人の学びや活動を促進する営みである。地域コミュニティビジョンや男女共同参画プラン、多文化共生推進プラン、障害者福祉計画等は、新しい時代に関する学びや活動を通して、相互理解や助け合いを基軸としたまちづくりにつながる営みであると言える。豊岡市の関連事業にこのように横串が刺されたことは大いに評価できる。ここでの気づきが、行政同士の結びつきや地域住民の学びや活動の結びつきを引き起こす起爆剤となれば、素晴らしいまちの実現へと向かうことになるだろう。

3. 成果と課題

今回の取組(社会教育推進委員会)の成果であるが、上述の通り、関係する計画・プランに横串が刺され、検証結果が一覧にまとめられたことが挙げられる。もちろん、計画の実現に向けて担当課は精力を注ぐわけだが、十分な結果につながらない場合もある。その際に、「万策尽きた」ということではなく、関連する事業との連携・協働の可能性などを想起することが重要となる。なぜならば、私たちは不完全だからである。不完全(何か足りない)からこそ連携・協働の必然性が増すのである。「できていない」ことを補完できる大きな可能性がここにあるという認識を持ちたいところである。

また、そこに推進委員という地域住民(民間)の代表者が関わり、チェックやアドバイス機能を果たすことにも意味がある。担当課にとっても、(幾分耳は痛いかも知れないが)別の視点の提示や具体的なアイデアが刺激となり、計画の実現可能性や現実的な見直しが生み出されることは実に喜ばしいことである。また行政の捉えと地域住民の評価との間に、いい意味での違いが垣間見られることもある。数値では表されない、「質的な成果」や「つながりの副産

物」は、参加の主体である地域住民の肌感覚に拠るものが多い。もちろん、事業担当者の職員の感覚も重要である。それらの萌芽を今回感じることができた。

一方、課題である。今年度が初めてであったため、行政も委員も勝手が分からなかったところが見受けられた。行政の方は感覚が掴めたのではないかと思うが、委員については役割の理解がまだ途上であるように思う。いたずらに委員会の回数は増やせないだろうが、次年度の第1回目に、今年度の振り返りをしてもいいのではないか。自己評価をどう読み解き、どのような発言が計画の実現や行政のやる気を引き出すに効果的か、ざっくばらんに意見交換をする場があってもよい。そんなことを感じた1日であった。

報告第13号

寄附物件の受納について

下記のとおり寄附物件の申出があり、これを受納したので報告する。

令和8年6月25日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

記

No.	施設名	物件名	数量	金額	受納日	寄附者	
1	清滝小学校	熊鈴	70 個	69,300 円	2026年4月7日	個人	████████████████████ 藤原 正利
2	日高東中学校	██████████	██████████	██████████	2026年5月21日	個人	████████████████████
3	城崎小学校	将棋盤	2 台	- 円	2026年5月22日	個人	〒669-6101 豊岡市城崎町湯島246 河原 徹也
		囲碁盤	1 台	- 円			
4	竹野学園	ヨド物置 エルモ LMDU-1811	1 基	248,600 円	2026年5月29日	団体	〒669-6201 豊岡市竹野町竹野2508-1 株式会社 中川工務店 代表取締役社長 中川 和久
							〒669-6201 豊岡市竹野町竹野2508-1 株式会社 中川工務店 安全衛生協力会 会長 民野 浩司
						(団体：1件、個人：3件)	

報告第14号

令和8年6月市議会答弁概要について

令和8年6月市議会答弁概要について、別紙のとおり報告する。

令和8年6月25日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

令和8年6月市議会 教育委員会関係答弁概要

R8.6.8 ~ R8.6.11 8人/15人

No.	質問内容	答弁概要
1	<p>岡本昭治 議員</p> <p>1 教育長就任にあたり、これまでの教育行政の成果と課題、及び今後の視点について</p> <p>(1) 学校教育</p> <p>ア 教育長就任にあたり、これまで本市が進めてきた学校教育について、以下の項目における成果と課題をどのように認識しているのかを問う。</p> <p>(7) 不登校児童生徒の増加傾向への対策</p> <p>【2質】 小学校の不登校児童が増えていることについての考えを問う。</p> <p>【3質】 豊岡市不登校対策アクションプランの内容についての検討はするのか。</p>	<p>まず、不登校対策について、本市では、教育相談体制の充実やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携、校内サポートルームや関係機関による居場所支援を進めてきた。その結果、学校とのつながりを維持しながら、登校や社会的自立につながる事例も見られるなど、一定の成果が現れている。一方で、小学校の不登校児童数の増加傾向を踏まえると、未然防止や早期対応、一人一人の状況に応じた支援のさらなる充実が課題であると認識している。</p> <p>昨年度、中学校は12人減ったが、小学校は21人増えた。この傾向が3年間続いている。不登校の要因は非常に複合的で、個々に事情が異なる。明確な理由があるケースもあるが、なんとなくいつの間にか始まるというケースもある。全国的に同じ傾向があり、小学校の不登校児童が増えている。</p> <p>社会や保護者の捉え方が、「学校は必ず行かなければならない」という認識から「つらい思いをしてまで学校は行く場所ではない」、「他にも学ぶ場所はたくさんある」という考え方に変わってきた。国も、文科省から令和5年3月に出したCOCOROプランで、学校に行かせることだけを目的にするのではなく、広く社会で誰もが学ぶことができる場所、機会を作る方針を打ち出したことも大きい。</p> <p>令和5年に国の方針が大きく変わった。それを受けて令和6年4月に「豊岡市一丸となって一人一人の多様なニーズに対応できる不登校対策を推進し、学校に登校することだけを目標とせず社会的自立に向けて取り組みましょう」と改訂したところである。</p> <p>一人一人の支援を含めて本取組を充実させていくことが大事だと考えている。</p>
1	<p>(イ) 非認知能力の向上を重視した教育の推進</p>	<p>とよおか教育プランのサブテーマである、非認知能力の意義、その価値については、いまや豊岡市の教育</p>

		<p>の共通言語として教育現場に浸透している。評価・検証においても「やり抜く力、自制心、協働性」すべてにおいて、プラスの変容が見られた。</p> <p>課題としては、保護者や地域の方への周知が十分でないことと演劇ワークショップで指導していただいているファシリテーターの人材確保の難しさである。</p>
1	(ウ) ふるさと教育、英語教育・コミュニケーション教育の推進	<p>児童生徒に対するアンケートでは「地域や社会をよくするために何が出来るか考える児童生徒」や「話し合い活動で、考えを深め広げている児童生徒」、「外国のことをもっと知りたいと思う児童生徒」の割合がほぼ8割から9割となっており、実施当初より数値が上がってきた。</p> <p>一方、これらの取組が9年間の連続性、系統性のある取組となっているか、より質の高い探究的な学びになっているかということが課題だと捉えている。</p>
1	(エ) 道徳教育の充実	<p>本市では、「豊かな心」の育成のための施策として『対話』により考えを深める道徳教育を掲げ、他者や自己との「対話」により生き方についての考えを深める道徳の授業を推進してきた。また、道徳の授業における児童生徒の学習プリントや発言等をもとに、子どもの内面的理解に努め、悩みや不安の把握・解消に役立てている。</p> <p>一方、VUCAの時代と言われるが、家庭環境や社会の価値観が多様化・複雑化する中で、単なる理解度チェックではなく、児童生徒一人一人の道徳性の成長を多面的・継続的に把握・評価することに難しさがある。また、道徳教育の充実には、家庭や地域社会との協力が不可欠であり、ここにも課題があると認識している。</p>
1	(オ) 豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画の推進	<p>前期計画（2022年度から2026年度）は概ね計画どおり進んでおり、後期計画（2027年度から2031年度）に向けては、直近の出生数等を踏まえて修正を行い、再編の時期を明確化した。</p> <p>今後も、丁寧な説明と対話を重ねながら、子どもたちのよりよい教育環境の確保のため、保護者や地域の皆様との合意形成に努めていく。</p>
1	(カ) 教職員の働き方改革の推進	<p>豊岡市「学校における働き方改革」推進方針等に基づいて取り組んだ結果、教職員一人あたりの1か月平均超過勤務時間が、この7年間で、小学校で32時間から28時間と約13%、中学校で49時間から36時間</p>

		<p>と約 27%減少した。また、教職員の働き方に関する意識も高まった。</p> <p>しかし、時間外在校時間が月 45 時間、中には月 80 時間を超える教職員がまだ一定数いるという課題もある。</p>
1	<p>イ 少子化の進行や価値観の多様化、デジタル化の進展など、学校教育を取り巻く環境が大きく変化する中、アで挙げた各施策の成果と課題を踏まえ、今後の学校教育をどのような視点や方針のもとで推進しようと考えているのか。また、特に重点的に取り組むべき教育課題をどのように認識しているのかを問う。</p>	<p>学校教育を取り巻く環境は大きく変化している。本市ではこれまで、学校、家庭、地域をはじめ、多くの関係者のご理解とご協力をいただきながら、様々な教育施策に取り組んできた。その結果、一定の成果が見られる一方で、引き続き取り組むべき課題があると認識している。</p> <p>昨年度、「豊岡で育む『在りたい自分』と『在りたい未来』を創造する力」を基本理念とした「第5次とよおか教育プラン」がスタートした。今後もその基本理念のもと、一人一人の子どもが安心して学び、自らの可能性を伸ばし、自己実現を図ることができる学校づくりを進めていく。</p> <p>特に、不登校支援を含む多様な学びの保障、非認知能力の育成を基盤とした教育の充実、そして教職員が子どもと向き合う時間を確保するための働き方改革などが重要であると考えている。他にも取り組むべき課題は数多くあるが、その一つとして「ふるさと教育」のさらなる充実がある。ふるさとについて学ぶことを通して、子どもたちの郷土への誇りや愛着を育むとともに、ふるさとの未来、自らの生き方や将来を主体的に考える力を養う上で大きな役割を果たしている。</p> <p>今後も、学校・家庭・地域の連携を一層深めながら、これらの取組を着実に推進し、教育行政の充実に努めていく。</p>
1	<p>(2) 社会教育</p> <p>ア 本市が進めてきた社会教育行政について、豊岡市社会教育基本計画の基本理念である学びや活動による「自分づくり、生きがいつくり、つながりづくり、まちづくり」の観点から、これまでの成果と課題をどのように認識しているのかを問う。</p> <p>イ 社会教育を通じた人づくり・地域づくりの重要性をどのように認識し、今</p>	<p>2024年6月に「学びや活動による『自分づくり・生きがいつくり・つながりづくり・まちづくり』の推進」を基本理念とする「豊岡市社会教育基本計画」を策定し、市の社会教育がめざす姿と、社会教育行政の役割を明確にしたところである。</p> <p>2025年度には、学識経験者や社会教育関係団体等で構成する「豊岡市社会教育推進委員会」を設置した。その委員会において、多様な分野にまたがる取組それぞれが、基本理念である四つの「〇〇づくり」のどのような役割を果たすのかを明確にし、評価・検証を行った。</p>

	<p>後どのような方向性で社会教育を推進しようとしているのかを問う。</p>	<p>そのことにより、関連の各所管課が同じ方向を向き、相互に連携しながら進む基盤づくりができたことは大きな成果であったと考えている。</p> <p>課題としては、①学習機会の充実、②効果的な情報発信、③人材確保・人材育成 ととらえている。</p> <p>これらを踏まえ、社会教育を通じた人づくり・地域づくりの重要性についての認識と、今後の方向性についてであるが、社会教育は、知識を得るだけでなく、地域の課題を自分ごととして捉え、学びを行動につなげる力を育むものだと考えている。だからこそ、人づくりは地域づくりの土台になる。個々の学びが、やがて支え合いの仕組みや地域の活力として返ってくる。その循環を作ることが重要であると考えている。</p> <p>そのひとつとして、今年度スタートした「よりみち学校」は、市民が先生にも生徒にもなり、年齢や立場を問わず「好き」や「得意」を教え合い、学び合う場として展開していく取組で、こうしたつながりづくりが地域づくりへと発展していくことを期待している。</p> <p>今後は、社会教育基本計画に基づき、「社会教育」を基盤とした「自分づくり・生きがいつくり・つながりづくり・まちづくり」を進めるとともに、活力あるまちとなるよう学びや活動の「好循環」が生まれることを目指す。</p>
2	<p>西 垣 秀 昭 議員</p> <p>2 但東地域小中一貫校の整備と学校跡地活用について</p> <p>(1) 小中一貫校及び認定こども園の整備方針</p> <p>ア 小中一貫校の教育環境整備と地域交流を含む施設整備の方向性を問う。</p>	<p>教育環境整備については、児童生徒が幅広い年齢で学び合える利点を生かす一方で、学習内容や生活リズムの違いに応じた教室運用、動線、安全面の確保が欠かせないと考えている。あわせて、今後の児童生徒数の見通しも踏まえ、効率的・効果的な教育環境となるよう、整備内容を精査していく。</p> <p>また、地域交流については、学校が地域の活動の選択肢となり、児童生徒や地域の方が部屋を共有して利用できるよう検討していく。</p> <p>既存施設の有効活用を図りながら、子どもたちの教育環境の質と地域とのつながりが両立する形を目指したいと考えている。</p>
2	<p>(2) 文化教育ゾーンとしての施設活用</p> <p>ア 生涯学習やリカレント教育を含めた地域拠点化の考え方を問う。</p>	<p>将来的には、生涯学習などの地域拠点を含めた複合的な学校となることが理想的な形であると考えている。</p> <p>但東地域では、公共施設のあり方検討において、ワークショップ等で意見交換を行い、但東地域中心部の</p>

		<p>公共施設を複合化・集約化し、暮らしやすさの観点から「必要な機能を守り、集まりやすい拠点へ再編する」という方向で検討が進められている。</p> <p>今後、小中一貫校の実施設設計を行う中で、但東地域の公共施設との調整を図りながら、地域の方も利用しやすい施設整備を検討していく。</p> <p>整備された施設を、地域の方が交流し、学び合う場として活用することは、今後の学校に期待される役割と考えているので、市としては、柔軟な活用ができるよう整備を進めていく。</p>
5	<p>北原大策 議員</p> <p>2 豊岡市における幼児教育・保育について</p> <p>(1) 幼児教育・保育における理念共有と実質的な教育環境の選択</p> <p>ア 就学前の教育施策について、市民がどの程度理解していると認識しているかを問う。</p> <p>イ 認知度や理解度をどのように把握・検証されているかを問う。</p> <p>【2 質】</p> <p>就学前の教育・保育教育「スタンダード・カリキュラム」と、とよおか教育プランはどのような理念や子育て環境を目指しているのか。</p>	<p>本市における乳幼児期の教育及び保育は、とよおか教育プラン及び就学前の教育・保育計画（「スタンダード・カリキュラム」）に基づき、各園で取り組んでいるところである。プランや計画の内容は、教育委員会日より「豊岡きょういく」や市ホームページで周知を図っており、各園での教育・保育の内容は、園だよりや保育参観などの機会を通して、保護者に周知し、理解を深めていただいていると考えている。</p> <p>また、就学前施設の入園など制度面については、毎年 11 月の募集の際の市広報や市ホームページ、防災行政無線で周知しているほか、各園や市役所窓口においても相談や説明を行い、理解していただくよう努めている。</p> <p>理念や制度にかかる認知度や理解度を直接的に把握・検証したことはないが、毎年度実施しているまちづくりアンケートで「安心して子育てができているか」「子育てと仕事が両立しやすくなっているか」などの施策の向上を目的とした指標は、把握している。</p> <p>スタンダード・カリキュラムは、就学前の教育・保育について、公立・私立を問わず、子どもを支える立場の園職員が、どういった子どもを育てたいかということの共通認識のベースとなるもの、支える側の計画と考えている。0 歳から 5 歳児までの教育・保育の目指す方向を定めている。</p> <p>とよおか教育プランは 2025 年 2 月に第 5 次を策定した。市民になるべく分かりやすくということで、概要版は文字ばかりでなく、写真や中学校の美術部の生徒が描いたイラストを掲載している。その概要版の中には、二次元バーコードを用意しており、ユーチューブ</p>

		<p>で見られるようにしている。9分30秒ぐらいの映像だが、端的に分かりやすく、「豊岡で育む『在りたい自分』と『在りたい未来』を創造する力」という理念のもとに、非認知能力をどういった取組の中で組み立てているのかを、分かりやすく説明したものを提供している。ただ認知度という部分では、再生回数について非常に少ないということが課題だと思っているので、引き続き伝え方については考えていきたい。</p>
5	<p>ウ 幼児教育・保育・放課後児童クラブの接続について、保護者が実質的に教育環境を自由に選択できている状況だと認識しているかを問う。</p>	<p>就学前の施設には、幼稚園、保育所、認定こども園があり、それぞれ入所条件が異なる。幼稚園は、保護者の就労の有無に関わらず、本市では4歳から入園可能である。保育所は、0歳から利用できる一方、共働きなど保育を必要とする理由があることが基本となる。認定こども園は0歳から利用でき、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設であり、年齢や利用区分によって就労等の条件が関わる場合がある。</p> <p>なお、放課後児童クラブは、就学前の施設ではなく、基本的に、留守家庭の小学生が利用する施設で、特例的に受入れに余裕がある場合に限り、幼稚園児も受け入れている。</p> <p>制度上の要件や、市街地の一部の園では希望者が多く入所調整が必要になるなど、入園に一定の制約がある中で、施設を選択していただくことになる。</p> <p>市としては、入園にあたって、募集時に市ホームページや入園案内、各園での説明、また市役所の窓口での案内を行い、情報提供と丁寧な説明に努めている。一方で、制度が複数存在することにより、市民の皆様の中には分かりにくいと感じられる方があるかもしれない。</p> <p>制度上の要件に加え、入所調整が必要となり、第2希望等の施設に入園していただくなど、必ずしも希望園に入園できる訳ではないことをご理解いただく必要があるが、今後も情報発信や分かりやすい説明の充実に取り組んでいく。</p>
10	<p>中尾浩二 議員</p> <p>2 夏季通学の安全について</p> <p>(1) 小学校児童の熱中症対策</p> <p>ア 本市において、登下校中の熱中症や体調不良について、実態把握はどのようにされているか。</p>	<p>登下校中は教職員や保護者など大人の目が届きにくいいため、児童には、なるべく複数で登下校することや、体調に異変を感じたときには、近くの家に助けを求めることなどを指導している。</p> <p>加えて、見守りボランティアなど地域の方にも協力いただき、登下校の様子を見ていただいている。</p>

		<p>登下校中の熱中症や体調不良の実態把握については、まずは見守りの体制を通じて状況を早期に把握できるようにしている。また、熱中症の疑いを含め、登下校中に体調不良が確認された場合には、学校から速やかに教育委員会へ報告することとしている。これにより、個々の事案の状況を整理し、必要に応じて今後の注意喚起や指導につなげている。</p>
10	<p>イ 熱中症対策として地域ごとの通学距離や通学時間の違いについて、市として把握されているか。また長距離通学地域の暑さ対策をどのように考えているか。</p> <p>【2質】 美濃加茂市では、熱中症対策として学校にネッククーラーを冷やす冷凍庫や水筒の水がなくなったときに給水できる冷水機を設置しているが、本市でも設置できないか。</p> <p>【3質】 通学バスの基準である3km以上は20年前の基準であり、今は20年前より平均気温が5度くらい上がっているの、基準を見直すことができないか。</p> <p>【4質】 児童が自費で路線バスに乗る場合、教育委員会はどのように考えているか。</p>	<p>熱中症対策として地域ごとの通学距離や通学時間の違いについては、通学方法や通学路の状況を確認する中で把握している。地域ごとに通学距離や通学時間に違いがあるので、引き続き、地域の事情に応じた熱中症対策を行っていく。</p> <p>次に、長距離通学の地域に対しては、登下校時の熱中症対策を徹底するよう指導している。具体的には、帽子やタオル、日傘など暑さをしのぐための準備を行うことを児童に伝えるとともに、保護者にも同様に協力をお願いしている。</p> <p>また、登下校前に水分を十分にとるよう、事前に声かけを行い、登下校中も必要に応じて水分補給をするように指導している。</p> <p>さらに、熱中症の兆候が見られる場合は、近くの家などに助けを求めることなどを指導している。</p> <p>本市においても熱中症対策としてネッククーラーの使用を認めている。PCM素材のネッククーラーは28度以下に置くと冷えて固まるので、冷凍庫の設置は考えていない。次に冷水機を設置については、小中学校に常温タイプのウォーターサーバーを設置しており、水筒を飲み干した場合はウォーターサーバーから給水できるようにしている。</p> <p>文部科学省が示す小学校における通学バスの基準は4km以上であり、本市の通学バスの基準である3km以上であることや、市の財政負担、バス事業者の運転手不足の状況なども考えると、本市の通学バスの基準を見直すことは考えていない。</p> <p>特例としてクマ出没に伴い清滝小学校と合橋小学校では1か月の期間限定でバス利用を認めているが、通常の場合、自費であってもバス通学に変更できるわ</p>

		けではない。
11	<p>芹澤正志 議員</p> <p>2 部活動の地域展開について</p> <p>(1) 認定地域クラブ</p> <p>ア 中学校の部活について、将来的に部活動から地域クラブへの展開に向けた取り組みのメリット・デメリットと進捗状況を問う。</p>	<p>学校部活動から地域クラブとなることで、「他校や地域、多世代との交流機会の拡大」が図られる。</p> <p>そして、認定地域クラブとなることで、「学校施設の優先利用や使用料減免、学校備品の活用支援などの公的支援を受けられること」が大きなメリットである。</p> <p>次に地域展開にあたっての課題としては、「地域クラブとしての運営体制の構築」、「活動における安全管理体制の整備」、「活動に伴う移動手段の確保や費用負担の整理」などがある。</p> <p>最後に、進捗状況についてである。</p> <p>今年度途中から、一つの部で休日の活動を地域展開のモデル事業として実施できるように進めている。また、5月から市内の推進体制を整備しており、関係課が連携し、情報共有および協議の場を設けているところである。</p>
12	<p>西田真 議員</p> <p>1 教育行政について</p> <p>(1) 公立中学校の部活動の地域展開(地域移行)</p> <p>ア 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革で、豊岡市は2022年度から一部の部活で部活動指導員の配置を実施し、2024年度から部活動指導員の人材バンク登録の運用をしている。2026年度から国が示す改革実行期間2031年度末を目標に、休日の土曜日・日曜日から移行し、平日も含め移行する予定。今年度は、休日の活動を地域クラブで受け入れるモデル事業を実施する。部活指導員の確保、平日・休日の部活時間、事故対応等、現状と今後の展開、問題点を問う。</p> <p>【2質】</p> <p>地域クラブとなった場合、報酬はどう</p>	<p>急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することが、部活動改革の理念である。</p> <p>学校部活動における部活動指導員の確保について本市では、人材バンク登録者が年々増加し、学校への配置も着実に進んでいるが、十分とは言えない。今後、市立中学校の部活動において指導の質を高めるとともに、スムーズな地域展開につなげるため、部活動指導員の配置拡充を進めていく。</p> <p>活動時間は、国のガイドラインに基づき、平日4日間2時間以内、休日1日3時間以内とし、これは認定地域クラブにおいても同様である。また、週2日以上休みの休養日の確保についても指導を徹底していく。事故発生時の対応について認定地域クラブにおいても保険加入を義務付け、迅速な救急対応と事故防止に努める必要がある。</p> <p>今後の展開については、運営・実施体制の整備、指導者や活動場所の確保、生徒の移動手段の確保など、地域展開に向けた課題は多岐にわたっている。これらの課題について、市内体制の整備を進めるとともに、モデル事業による検証を行いながら、改善を図っていく。</p> <p>地域クラブが立ち上がった場合、運営する団体は学</p>

	なるのか。	校以外となる。それぞれのクラブで謝金の設定ができるようになる。そうなった場合、会費制になるので保護者の費用負担が将来的には起こってくるのが考えられる。
12	イ 部活動における遠征時に、教員が引率し、公共交通機関の使用を原則としているが、安全確保の観点からレンタカーや保護者の車両を使用した事例はないか。	<p>本市の学校における部活動の大会・練習試合・コンクール等の移動については、公共交通機関の利用を原則としている。また、貸切バス等を使用する場合には、運行計画や経路、所要時間、安全性の確認、引率教職員の同乗、シートベルト着用指導、緊急連絡体制の整備など、安全管理を徹底している。</p> <p>一方で、地域の交通状況等により公共交通機関の利用が難しい実情により、保護者に送迎をお願いし、現地集合・現地解散としている場合もある。</p> <p>今後も、これらの安全管理基準に基づき、児童生徒の安全確保を最優先に、適切な移動手段の確保と運用に努めていく。</p>
12	(3) 運動会の開催時期 ア 小中学校の運動会は、例年秋の炎天下の中で実施しているが、子どもや先生・保護者の熱中症対策として、春に開催できないか問う。	<p>運動会の開催時期は各学校が気候や他の学校行事・地域行事等との関係を考えながら決定している。本市の学校では1学期に自然学校、トライやる・ウィーク、修学旅行等の行事を行っており、偏りがないように年間の行事のバランスを考えている。</p> <p>ここ数年はどの学校も2学期始まってすぐの暑い時期を避け、9月下旬以降に開催するようにしている。また、練習・本番ともに暑さ指数を指標とした判断、こまめな水分補給や休憩時間の確保に努めている。</p>
12	(4) 学校図書館 ア 文科省は学校の規模に応じた蔵書数目安を学校図書館図書標準として設けている。2024年度、公立小中学校の学校図書館整備のために交付した地方交付税交付金199億円の内、本来の目的である図書の購入使われたのは64%の127億円にとどまることが文科省の調査でわかった。地方交付税の使い道は国が指定できないが、図書購入に活用するよう促す方針。また、学校司書の配置など含め財政措置を行っている。学校図書館は、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することとして	<p>2025年度本市では、学校図書標準達成率を満たしていない学校が30校中8校あった。古くなり読まれなくなった本は廃棄されるため、一時的に基準を満たさないこともあるが、児童生徒の読書活動に支障はないと考えている。引き続き図書購入に係る予算の中で、児童生徒の求める本を購入することで読書活動の充実につなげていく。</p> <p>現在本市においては、学校司書を配置している学校はない。しかし、学校図書館法の定める司書教諭については、基準となる12学級以上の学校すべてに配置し、読書活動の充実を図っている。また、市立図書館と積極的に連携を図り、読書活動の充実につなげている学校もある。</p> <p>本年度複数の新聞を配備しているのは4校となる。</p>

	<p>おり、役割は非常に大きいと考えられている。学校図書館の図書標準達成率は小学校 71%、中学校 61%（2019 年度末）。学校司書の配置率は小学校 72.0%、中学校 71.4%（2023 年公立学校における学校司書の配置状況に関する調査）。</p> <p>学校図書館の図書標準達成率と学校司書の配置率を 100%に近づける努力が必要だと思われるが、本市の小中学校の現状と課題はどうか。</p> <p>また、複数の新聞配備状況はどうか。</p>	
14	<p>義本みどり 議員</p> <p>2 学校生活支援教員（通級による指導）について</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>ア 昨年 12 月議会において、認知機能の低さが非行や犯罪の背景となる現実を見つめる必要があること、また通級による指導の拡充と研修の充実に取り組むとの教育長の答弁があった。通級による指導は、通常の学級に在籍しながら、LDやADHDなどにより特別な支援を必要とする児童生徒に対し、別室で個々のニーズに応じた原則 1 対 1 の指導を行うものである。国は 2015 年度から通級による指導担当教員の基礎定数化を進めており、2026 年度までに児童生徒 13 人に対して教員 1 人を配置することを目標としている。本市においても、通級による指導担当教員は 2015 年度の 4 人から、2023 年-2025 年度の 10 人を経て、2026 年度には 12 人へと拡充された。それに伴い、今年度通級を利用している児童生徒数は昨年度より増えていると聞いている。そこで、本市は通級による指導の現状をどのように評価しているのか。また、どのような課題を認識しているか。</p>	<p>今年度、新たに豊岡小学校と出石中学校を拠点校に加え、学校生活支援教員を 1 人ずつ配置して通級指導の充実を図っている。通級指導担当教員の配置数を増やしたことによって、より多くの子どもや保護者の教育的ニーズに応えることが可能となり、この 5 年間で通級を利用する児童生徒数は 31 人増えている。また、学校生活支援教員の増員により、授業研究や教材・教具に関する情報交換、自主研究活動をより充実させることができ、研修を通して、子どもたちの認知機能を高めるための指導力向上に努めている。</p> <p>一方、学校生活支援教員の配置数が十分ではなく、1 人の教員が多くの児童生徒を担当している状況にある。子ども一人一人のニーズにゆとりをもって対応できるよう、引き続き、通級指導担当教員の人材育成及び配置拡大に努めていく。</p>

	<p>【2質】</p> <p>通級指導を受けるためには、保護者、本人の同意が必要であると聞いている。思春期、中学生になると、受けたがらない生徒もいると聞いているがどうか。</p>	<p>ご指摘のような傾向はある。年度途中から受けることもできる。学校は通級指導が必要だと思われる生徒の保護者、本人と話し合いを続けていく。</p>
14	<p>5 職場環境の改善について</p> <p>(1) 学校の電話回線の現状</p> <p>ア 市内小中学校では、現在もISDN回線が利用されており、固定電話回線数は学校規模に関わらず、竹野学園を除き2回線となっている。保護者連絡アプリやメール配信など連絡手段のデジタル化が進む一方で、生徒の心身の不調や気になる変化を保護者と共有する場合や、不登校傾向のある生徒について家庭と連絡を取る場合など、電話で直接やり取りを行う必要がある場面は依然として少なくない。特に中学校では、部活動終了後の時間帯などに電話利用が集中し、連絡に支障が生じる場合があると聞く。NTTによるISDNサービス終了が2028年12月末に予定されているが、現段階で改善策を検討する考えはあるのか。</p> <p>【2質】</p> <p>学校の担当者に直接電話にて確認したところでは、規模の大きな豊岡北中学校では、皆さん口をそろえて「繋がりにくい」と言っている。小学校ではそれほどではないという回答だが、「繋がりにくい」ことが常態化しており、それがあたりまえとなってしまっているため、改善が必要という意識に至らないのではないか。</p>	<p>小中学校の固定電話回線数については、学校規模にかかわらず、義務教育学校である竹野学園を除き各校2回線としている。</p> <p>一方で、保護者連絡アプリやメール配信などデジタルによる連絡手段は進められているが、児童生徒の心身の不調、普段と異なる様子への早期対応、また不登校傾向の児童生徒への家庭連絡など、電話で直接やり取りを行う必要がある場面は引き続き存在している。</p> <p>加えて中学校では、部活動終了後の時間帯に電話利用が集中し、連絡に支障が生じる可能性があるとの指摘も踏まえ、学校ごとの実態を丁寧に把握していく。</p> <p>また、NTTによるISDNサービス終了が2028年12月末に予定されているため、今後、代替通信手段の確保や回線の増設を含めた運用上の課題などを検討していきたいと考えている</p> <p>指摘については十分にあり得ると考える。</p> <p>現場では保護者連絡用のアプリの導入を進めており、欠席の連絡や、休んだ翌日の時間割の確認などもアプリから行えるようになってきている。実際に朝の繋がりにくさはかなり解消された。</p> <p>個別に対応が必要な方には時間をかけて電話で対応を行うが、単純な連絡などはアプリを活用することで電話の本数を減らすことで、繋がりにくさについては随分ましになったという学校もある</p>
14	<p>(2) 放課後児童クラブの大雪時開設対応</p> <p>ア 大雪により学校が休校となった場合、放課後児童クラブは早朝から開設対応を行うこととなり、現場支援員は早朝出勤、雪かき、受入準備など大きな負担</p>	<p>放課後児童クラブの役割は、保護者の労働等により、留守家庭となる児童に対し、安心安全な居場所を提供することが重要であると考えている。</p> <p>一方で、大雪により学校が休校となった場合には、放課後児童クラブは通常より早い時間からの受入準備</p>

	<p>がある。この点については、これまでも議場において指摘されてきたところである。保育園や認定こども園等においても同様の負担はあると認識しているが、放課後児童クラブについては、これまで指摘してきたとおり、管理職がおらず、組織体制の脆弱さという課題がある。担当課では現場負担の軽減について検討を進めていると聞くが、これまでの検討状況はどうか。</p>	<p>備が必要となり、大雪の中での通勤の安全確保、施設の安全確認や限られた職員での除雪作業の負担が課題と考えている。</p> <p>そのような状況で、現場の支援員には、子どもたちのために、日頃から使命感をもって頑張ってもらっているところである。</p> <p>また、保護者の皆さまにも、大雪の中、放課後児童クラブまで送迎いただくことも、大きな負担であると認識している。</p> <p>このことから、現在、児童、保護者、支援員の安全を重視し、開設時間を短縮することができないかを検討しているところである。</p> <p>検討に当たっては、保護者の皆様に意見を伺うとともに、職員にも意見を聞き、対応を検討したいと考えている。</p>
15	<p>太田智博 議員</p> <p>2 誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現について</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営に伴う現場の声</p> <p>ア 小学校が警報による休校時の放課後児童クラブ運営について問う。</p>	<p>放課後児童クラブは、小学校が警報等で休校となる場合であっても、基本的に開設することとしている。</p> <p>その上で、放課後児童クラブに入所している児童と、勤務する職員の安全確保は最優先であり、最大限に考慮しなければならないと考えている。具体的には、現在は、警戒レベル3の「高齢者等避難」が発令された場合は、安全確保を最優先し、閉所することとしている。</p> <p>また、職員からは、警報時に学校が休校となった場合は、開設に向けた朝からの対応が必要となり、暴風雨の中で施設の安全確認のための早朝出勤の負担や、通勤への不安があるとの意見がある。</p> <p>保護者の皆さまにも、放課後児童クラブまで送迎いただくことも、大きな負担であると認識している。</p> <p>このことから、現在、児童、保護者、支援員の安全を重視し、警報による休校時について、開設時間を短縮することができないかを検討しているところである。</p> <p>検討に当たっては、保護者の皆様に意見を伺うとともに、職員の意見を踏まえて対応を検討したいと考えている。</p> <p>あわせて閉所の基準についても、現在分かりやすいものを公開していないので、作成をしてから、共有をさせていただきたいと考えている。</p>

	<p>【2質】 警戒レベル3を基準に閉所ということだが、大雨の冠水というのは、各地域によってまたばらつきがあると思う。しっかりと柔軟な対応をしていただきたいと思うが、その辺りについてはどうか。</p>	<p>市民が分かりやすく判断できることが大切だと思うので、しっかり検討していきたい。</p>
15	<p>5 デジタル技術と教育環境の刷新による持続可能な地域運営について (2) 部活動の地域展開のモデル事業 教育委員会 ア 3月定例会において、課題として指導者や場所の確保、生徒の移動手段等が述べられていたが、今回の実証を通じて再び課題を洗い出す意図について問う。</p>	<p>今後実施するモデル事業において、指導者や活動場所の確保、生徒の移動手段などの課題について、実際の運営を想定した検証を行う予定としている。 モデル事業では、運営体制、指導者の確保、活動場所の確保、生徒の移動手段の各点について、連携方法や条件整理、利用調整、公的支援の必要性などを具体的に検証し、課題を明らかにしていく。 これらの検証を通じて、地域展開に向けて必要となる対策と改善を進めていく。</p>